

第9節 児童福祉・母子保健・少子化対策

1 子ども・子育て支援事業計画の推進

(1)子ども・子育て支援事業計画の推進

根拠法令等	子ども・子育て支援法	負担割合	市 10/10
-------	------------	------	---------

<目的・事業内容>

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき策定した大牟田市子ども・子育て支援事業計画を効果的に推進するため、大牟田市子ども・子育て会議を開催し、進捗状況の報告や意見聴取を行う。

<計画の期間>

令和2年度から令和6年度までの5年間

<実績>

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市子ども・子育て会議を開催。

2 教育・保育関連事業

(1)公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	---	------	----------------------

<目的・事業内容>

保護者の労働等の理由による保育の必要性がある児童について、公立保育所への入所または私立保育所（管外含む）への委託により、質の高い保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実績>

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	保育所数	22	22	22	22	22
区分	定員	2,250	2,230	2,200	2,190	2,160
	公立 私立	80 2,170	80 2,150	80 2,120	80 2,110	80 2,080
公立	利用児童数	981 (81)	885 (73)	917 (76)	906 (76)	845 (70)
私立	利用児童数	26,346 (2,196)	26,063 (2,171)	24,675 (2,056)	24,919 (2,077)	24,015 (2,001)
	委託費（千円）	2,313,655	2,307,323	2,244,352	2,234,554	2,299,551
管外	利用児童数	291 (24)	315 (26)	319 (27)	279 (23)	255 (21)
	委託費（千円）	22,532	28,469	34,111	26,611	26,055

合 計	利用児童数	27,618 (2,301)	27,263 (2,271)	24,994 (2,082)	26,104 (2,175)	25,115 (2,093)
	委託費（千円）	2,336,188	2,335,792	2,278,464	2,261,165	2,325,606

※（ ）は月平均

※平成24年4月から歴木保育所が民間移譲、また認定こども園わかば保育園が設置された。

※平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されたことにより、認定こども園わかば保育園は認定こども園若草幼稚園となった。

(2) 私立認定こども園及び新制度移行幼稚園運営支援事業

根拠法令等	子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	負担割合	公定価格（25.6%分）： 県 1/2、市 1/2 公定価格（74.4%分）： 利用者負担額を差引後 国 1/2、県 1/4、市 1/4
-------	---	------	--

<目的・事業内容>

児童の年齢や保護者の労働等の状況に応じた支給認定及び利用調整を行い、私立認定こども園及び新制度移行幼稚園への施設型給付費の支給により、質の高い教育・保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実 績>

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	認定こども園数	9	9	9	9	9
	移行幼稚園数	3	3	3	3	3
1 号	利用定員	1,190	1,001	966	916	866
	利用児童数	10,397 (866)	9,712 (809)	9,148 (762)	8,528 (710)	7,543 (628)
2・3 号	利用定員	496	640	650	690	703
	利用児童数	6,377 (531)	7,677 (639)	7,603 (634)	8,300 (691)	8,633 (719)
2・3 号 管 外	利用児童数	184 (7)	221 (18)	255 (21)	206 (17)	172 (14)
合 計	利用児童数	16,958 (1,404)	17,610 (1,467)	17,006 (1,417)	17,034 (1,419)	16,348 (1,362)
	施設型給付費（千円）	1,147,801	1,294,458	1,276,437	1,257,969	1,343,355

※（ ）は月平均

(3) 養護児(障害児)教育・保育等事業

根拠法令等	大牟田市養護児教育・保育等実施要綱 大牟田市養護児教育・保育等事業費補助金 交付要綱	負担割合	(特定教育・保育施設分) 市 10/10 (学童分) 国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--	------	---

<目的・事業内容>

心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童が身近な地域で教育・保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児教育・保育等実施要綱に基づき、加配保育士や加配支援員を配置する民間保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。当該児童が一般の児童とともに集団生活をおくることにより、心身の発達を助長し、養護児（障害児）の福祉の推進を図る。

＜保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園実績＞

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
教育・保育養護児 (障害児) 保育	実施施設数	10	11	11	10	9
	対象児童数	20	20	19	18	21
	事業費 (千円)	23,760	20,394	26,047	22,298	23,760

※保育所養護児（障害児）保育事業は、平成15年4月から一般財源化。平成28年度から認定こども園等の児童も対象に加え教育・保育養護児（障害児）保育事業となる。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園を合算して計上。事業費については公立保育所を除く施設分を計上。（養護児教育・保育等審査会報酬を含む。）

＜学童実績＞

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
学童養護児(障害児) 保育	実施施設数	7	8	6	6	6
	対象児童数	11	14	11	9	10
	事業費 (千円)	8,467	8,555	7,144	6,880	11,739

(4)一時預かり事業(一般型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業（一般型）実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金（一般型）交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-------------------

＜目的・事業内容＞

保育所や認定こども園の保育所機能部分を利用していない家庭において、保護者の不定期的な就労や病気、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するための支援として、一時的に保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

＜実 績＞

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
実施施設数		5	5	4	5	6
利用児童数		343	232	384	649	791
事業費 (千円)		4,800	7,821	10,704	13,395	16,806

(5)一時預かり事業(幼稚園型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金（幼稚園型）交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-------------------

＜目的・事業内容＞

幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分を利用している家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合の支援として、教育時間の前後又は長期休業日等において一時的な保育を行い、子育て家庭の支援を図る。また、教育・保育施設等を利用していない家庭において、就学前児童の一時的な保育を行い、児童の福祉の向上を図る。

＜実 績＞

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
実施施設数		8	8	8	7	7

児童数	(5, 395) 64, 744	(4, 565) 54, 780	(4, 148) 49, 776	(4, 180) 50, 156	(4, 123) 49, 478
事業費（千円）	33, 179	29, 407	27, 378	28, 799	29, 848

※（ ）は月平均。

※実施施設数には、私学助成による事業実施園は含まれない。

(6)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育事業実施要綱 大牟田市延長保育事業費補助金交付要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--------------------------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応するため、1 1 時間の開所時間の前後の時間を延長して保育を実施し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

<実 績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施施設数	8	8	8	8	10
児童数（月平均）	135	121	138	138	165
事業費（千円）	10, 714	10, 798	11, 493	11, 731	11, 992

※児童数（月平均）は実利用児童数の平均。

※補助対象施設のみ計上。

(7)休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	----------------	------	---------

<目的・事業内容>

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労等により家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。平成24年6月より天領保育所で実施。

<対象者>

大牟田市内に居住し、認可保育所、認定こども園、幼稚園に通う児童であって、休日に保護者が就労等のために保育ができない世帯の児童等

<実 績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録数	53	30	39	33	36
利用者数	384	174	156	155	236
事業費（千円）	109	817	792	856	570

(8)保育所等施設整備事業費補助

根拠法令等	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱 大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	負担割合	国 5. 5/10 市 1/4 事業者 1/5
-------	--	------	----------------------------

<目的・事業内容>

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人や認定こども園が行う保育所等施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

<対象者>

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人及び認定こども園

<実績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
施設整備数	1	1	1	1	1
事業費（千円）	133,360	200,187	256,255	14,472	285,560

※施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

(9) つどいの広場事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の1階を実施場所とし、子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を行い、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図っている。

また、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。

<実績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録組数（組）	(54) 653	(32) 378	(31) 377	(34) 411	(41) 495
利用組数（組）	(416) 4,987	(311) 3,730	(228) 2,741	(278) 3,341	(316) 3,790
利用人数（人）	(947) 11,362	(700) 8,401	(521) 6,250	(625) 7,500	(696) 8,357
子育てサポーター登録数（人）	53	52	54	59	62
事業費（千円）	7,800	7,800	7,800	8,283	8,283

※（ ）は月平均

(10) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	-------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合に、甘木山学園・甘木山乳児院、松永ファミリーホーム・がんばる自立援助ホーム（令和5年12月～）で一時的又は一定期間の預かりを行う。

<実績>

年度		R1	R2	R3	R4	R5
区分						
ショートステイ事業	利用者数	7	0	0	1	40
	延 日 数	27	0	0	6	62
	事業費（千円）	147	0	0	32	352

トワイライトステイ事業	利用者数	3	0	0	4	5
	延日数	5	0	0	4	8
	事業費（千円）	11	0	0	3	9

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の休止や預かりの制限を行った。

(11) 病児・病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病児・病後児保育事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

乳幼児や小学生の児童がいる家庭の子育てと就労の両立支援及び児童の健全な育成を目的に、保護者が就労等の理由により家庭で世話をすることができない、病気の回復期に至らない又は病気の回復期である児童を専用スペース等で一時的に保育する

<対象者>

乳幼児及び小学校に就学している児童

<実績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
利用児童数 (月平均・人)	73 (24)	155 (13)	245 (20)	391 (32)	1,121 (93)
事業費（千円）	1,905	8,446	9,441	11,041	18,094

※平成13年から市内の医療法人に委託し病後児保育事業を実施していたが、平成29年11月に医療法人との委託契約が終了したことから事業を休止した。令和2年1月から新たに市内の学校法人に委託し、「マリア病児ルームおひさま」において病児・病後児保育を実施した。

※令和元年度は1月から3月までの実績。

※令和5年度から福岡県病児保育利用料無償化事業費補助が開始され、福岡県内に住所がある保護者の子どもが当該事業を利用する場合の利用料が補助されることとなった。

(12) ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---------------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで、子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

<会員>

- ・協力会員（援助を行う会員）は、市内在住の20才以上の者で規定の講習会を受講した者
- ・利用会員（援助を受ける会員）は、市内在住又は市内勤務の者で乳幼児や小学生を養育している者

<実績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
会員数	818	869	828	797	779
活動件数 (月平均)	1,044 (87)	1,071 (89)	1,483 (124)	1,270 (105)	1,173 (98)
事業費（千円）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,100

※平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(13)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---	------	----------------------

<目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営する。

<対象児童>

市内の小学校に就学する児童、又は市内に住所を有し市外の小学校に就学する児童

<実 績>

区 分 \ 年 度		R1	R2	R3	R4	R5
三池学童保育所 (S58. 3～)	月平均	41	40	41	43	44
	延人員	491	478	491	515	522
高取学童保育所 (S58. 3～)	月平均	27	17	14	15	29
	延人員	329	205	166	176	343
中友学童保育所 (S58. 3～)	月平均	20	16	24	24	16
	延人員	243	195	286	285	185
みなと学童保育所 (S58. 3～)	月平均	42	40	42	31	40
	延人員	501	483	496	367	477
白川学童保育所 (2 支援単位) (H10. 7～)	月平均	70	72	73	75	71
	延人員	764	838	865	874	844
銀水学童保育所 (H12. 4～)	月平均	37	25	27	37	37
	延人員	442	301	324	441	442
吉野学童保育所 (H12. 4～)	月平均	39	36	41	39	34
	延人員	469	436	488	458	408
手鎌学童保育所 (H16. 4～)	月平均	52	50	49	54	53
	延人員	620	598	587	642	632
羽山台学童保育所 (H18. 4～)	月平均	36	43	45	54	48
	延人員	437	510	529	640	568
明治学童保育所 (H19. 4～)	月平均	35	32	38	34	26
	延人員	415	380	454	398	305
大正学童保育所 (H20. 4～)	月平均	44	37	29	29	31
	延人員	525	442	343	340	365
倉永学童クラブ (H21. 4～)	月平均	48	50	44	44	46
	延人員	575	598	522	526	545
平原学童クラブ (H22. 4～)	月平均	40	37	38	38	42
	延人員	474	438	456	454	499
天領学童クラブ (H23. 4～)	月平均	41	43	45	44	41
	延人員	487	511	539	526	483
天の原学童クラブ (H25. 4～)	月平均	42	31	31	44	44
	延人員	499	376	363	520	522
大牟田中央学童クラブ (H29. 4～)	月平均	44	40	42	42	43
	延人員	525	481	496	494	516

手鎌学童クラブ (H29.4～)	月平均	52	54	52	57	60
	延人員	619	648	615	678	710
駿馬学童クラブ (H30.4～)	月平均	37	44	40	38	41
	延人員	446	526	472	454	488
吉野学童クラブ (H30.4～)	月平均	41	31	34	29	33
	延人員	487	366	400	339	391
計	月平均	785	736	742	763	771
	延人員	9,422	8,837	8,899	9,153	9,245
定 員		800	800	800	800	800
事業費（千円）		115,647	122,210	130,315	142,302	203,832

※学童保育所の管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

※学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

※平成23年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前9時から」を「午前8時から」に変更。

※平成25年度より未整備校区の児童を対象に近隣学童保育所・学童クラブまでの送迎事業を実施。

（平成25年度～：玉川小⇒天の原学童クラブ、平成30年度～：上内小⇒吉野学童クラブ）

※平成29年度に待機児童対策として民間放課後児童クラブに対する補助制度を創設。事業費は平成29年度から民間放課後児童クラブ補助金を含む。

※令和4年度より、待機児童を近年の受入れに余裕がある学童施設に送迎する事業を実施。

（令和4～5年度：三池小⇒高取学童保育所）

※令和5年度より開所時間について「午後6時まで」を「午後7時まで」に変更。

※令和3年度より、放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、国の補助メニューを活用し、キャリアアップ処遇改善事業及び月額9,000円相当の賃金改善を行う補助事業を実施。令和5年度からは午後6時半を超えて開所する施設を対象とした処遇改善事業を新たに実施。

(14)学童保育所整備事業

根拠法令等	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 大牟田市学童保育所条例	負担割合	国2/3 県1/6 市1/6
-------	---	------	-------------------

<目的・事業内容>

学童保育の待機児童解消に向けて、学童保育所の整備を行うもの。

<整備校区>

小学校の全児童数に対する学童利用定員の割合が低く、慢性的に待機児童が生じている三池、銀水、天領、大牟田中央と、慢性的に定員を30～40名程度上回る受け入れが行われている手鎌校区の合わせて5校区。

整備により、各校区の定員については、三池、天領、大牟田中央は40名⇒80名、銀水は40名⇒120名、手鎌は80名⇒120名となる。

<進捗状況>

令和5年度、三池、銀水、天領校区については、それぞれの小学校敷地内に2階建て（1階と2階に1支援単位ずつ設置）の専用施設（三池学童保育所、銀水第2学童保育所、天領学童保育所）の建設工事を実施。大牟田中央校区については、基本・実施設計を実施。手鎌校区については、建設用地として現在の学童保育所の隣接地を購入。

(15)夏休み児童預かりモデル事業費補助

根拠法令等	大牟田市夏休み児童預かりモデル事業費補助金交付要綱	負担割合	市10/10
-------	---------------------------	------	--------

<目的・事業内容>

学童保育の待機児童解消に向けて、「夏休みだけ預かってほしい」というニーズに対応するため、夏休み期間に小学生を預かる事業を実施する認定こども園等への補助事業を2年間（令和5年度～令和6年度）のモデル事業として実施。

<対象児童>

市内の小学校に就学する児童、又は市内に住所を有し市外の小学校に就学する児童

<補助対象者>

市内の認定こども園等

<実 績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施施設数	—	—	—	—	2
利用人数	—	—	—	—	84
事業費（千円）	—	—	—	—	2,182

3 結婚支援事業

(1) おおむた縁結び支援事業

根拠法令等	おおむた縁結び支援事業補助金交付要綱	負担割合 (補助率)	市 3/4
-------	--------------------	---------------	-------

<目的・事業内容>

独身者が、結婚したいという思いの醸成をはかるとともに、希望の結婚像・ライフスタイルに合った相手を探せるようサポートとなる事業を実施する。

具体的には、結婚について考えるセミナーや婚活イベントを官民連携により実施するとともに、民間団体が主催する婚活イベントに対して補助を行うもの。

<実 績>

区分 \ 年度		R1	R2	R3	R4	R5
結婚や婚活に係るセミナー (県との共催)	実施回数（回）	2	0	1	1	2
	参加者数（人）	71	0	53	45	82
婚活イベント	実施回数（回）	3	0	1	4	5
	申込者数（人）	—	0	85	152	243
	参加者数（人）	183	0	54	141	170
	カップル成立数（組）	33	0	20	32	40
おおむた縁結び支援事業 補助金	申請件数（件）	2	0	1	4	5
	交付額（千円）	400	0	200	687	711

※令和元年度より官民連携による婚活イベントを開催

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止した。

4 子育て支援事業

(1)子ども医療費助成

根拠法令等	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例	負担割合	・0歳～3歳未満 県1/2 市1/2 ・3歳～中学生 (所得範囲内) 県1/2 市1/2 (所得超過) 市10/10
-------	---------------------	------	--

<目的・事業内容>

子どもの医療費の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

子育て家庭の経済的負担の軽減のため、福岡県の医療費助成の範囲を超えた本市独自の助成を行ってきた。

- ・平成25年4月から入院の助成範囲を小学生まで拡充。
- ・平成26年4月から入院の助成範囲を中学生まで拡充。
- ・平成28年10月から通院の助成範囲を中学生まで拡充。また、3歳以上の子どもの保護者の所得制限を撤廃。

※令和3年4月から福岡県が通院・入院の助成範囲を中学生まで拡充したため、現在は県自己負担額と本市自己負担額との差額のみが本市の独自助成となった。(3歳以上の子どもの保護者の所得超過者については引き続き本市の独自助成)

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有する者
- ・中学生までの子ども
- ・国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・生活保護法による保護を受けていないこと

<実績>

年度			R1	R2	R3	R4	R5
区分							
子ども	0歳～3歳未満・ 3歳～中学生 (所得範囲内) *1	対象者	9,564	9,389	11,185	10,817	10,419
		件数	124,514	101,027	118,809	123,241	135,519
		金額(千円)	241,309	190,753	252,029	259,479	299,635
	3歳～中学生 (所得超過) *2	対象者	2,320	2,245	337	368	429
		件数	17,550	14,233	6,280	4,914	6,415
		金額(千円)	41,628	31,987	13,844	10,044	12,788
	合計	対象者	11,884	11,634	11,522	11,185	10,848
		件数	142,064	115,260	125,089	128,155	141,934
		金額(千円)	282,937	222,740	265,873	269,523	312,423

*1 令和2年度までは、0歳～3歳未満・3歳～小学生(所得範囲内)

*2 令和2年度までは、中学生・3歳～小学生(所得超過)

(2)児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	負担割合	・0歳～3歳未満（被用者） 国 37/45, 県 4/45, 市 4/45 ・0歳～3歳未満（非被用者） 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・3歳～小学校修了前 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・中学生 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・所得制限超過者 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6
-------	-------	------	---

<目的・事業内容>

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有する者
- ・中学校修了前児童を養育している父母等

<支給額>

児童の年齢	児童手当月額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円 （第3子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給します。（令和3年度までは、所得制限限度額以上の場合は特例給付支給）

※児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合は、児童手当及び特例給付の支給はありません。（令和3年度までは、所得上限限度額の設定なし）

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

<実績>

令和3年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3 歳	被用者	受給人員(延数)	18, 539	427	0	18, 966
		支 給 額(千円)	278, 085	2, 135	0	280, 220
	非被用者	受給人員(延数)	4, 022	87	129	4, 238
		支 給 額(千円)	60, 330	435	1, 935	62, 700
3 歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	70, 872	2, 594	2	73, 468
		支 給 額(千円)	769, 385	12, 970	20	782, 375
	非被用者	受給人員(延数)	15, 495	332	415	16, 242
		支 給 額(千円)	171, 850	1, 660	4, 150	177, 660
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	23, 512	1, 188	10	24, 710
		支 給 額(千円)	235, 120	5, 940	100	241, 160
	非被用者	受給人員(延数)	5, 684	219	123	6, 026
		支 給 額(千円)	56, 840	1, 095	1, 230	59, 165
計		受給人員(延数)	138, 124	4, 847	679	143, 650

	支 給 額(千円)	1, 571, 610	24, 235	7, 435	1, 603, 280
--	-----------	-------------	---------	--------	-------------

令和4年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
0～3 歳	被用者	受給人員(延数)	17, 319	398	0	17, 717
		支 給 額(千円)	259, 785	1, 990	0	261, 755
	非被用者	受給人員(延数)	3, 543	52	142	3, 737
		支 給 額(千円)	53, 145	260	2, 130	55, 535
3 歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	69, 021	2, 119	0	71, 140
		支 給 額(千円)	751, 760	10, 595	0	762, 355
	非被用者	受給人員(延数)	14, 853	239	464	15, 556
		支 給 額(千円)	164, 510	1, 195	4, 640	170, 345
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	23, 530	744	12	24, 286
		支 給 額(千円)	235, 300	3, 720	120	239, 140
	非被用者	受給人員(延数)	5, 319	156	123	5, 598
		支 給 額(千円)	53, 190	780	1, 230	55, 200
計		受給人員(延数)	133, 585	3, 708	741	138, 034
		支 給 額(千円)	1, 517, 690	18, 540	8, 120	1, 544, 350

令和5年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
0～3 歳	被用者	受給人員(延数)	15, 838	334	0	16, 172
		支 給 額(千円)	237, 570	1, 670	0	239, 240
	非被用者	受給人員(延数)	3, 149	58	117	3, 324
		支 給 額(千円)	47, 235	290	1, 755	49, 280
3 歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	66, 639	1, 800	0	68, 439
		支 給 額(千円)	729, 235	9, 000	0	738, 235
	非被用者	受給人員(延数)	14, 162	157	421	14, 740
		支 給 額(千円)	156, 550	785	4, 210	161, 545
小学校修了後中学 校修了前	被用者	受給人員(延数)	24, 315	574	12	24, 901
		支 給 額(千円)	243, 150	2, 870	120	246, 140
	非被用者	受給人員(延数)	5, 082	84	121	5, 287
		支 給 額(千円)	50, 820	420	1, 210	52, 450
計		受給人員(延数)	129, 185	3, 007	671	132, 863
		支 給 額(千円)	1, 464, 560	15, 035	7, 295	1, 486, 890

(3)児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	負担割合	国 1/3 市 2/3
-------	---------	------	-------------

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。
平成22年8月から父子家庭も対象となった。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定以上の障害を有する者）を養育している者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること

＜支給額＞

区 分	全額支給	一部支給
1 人目	45,500 円	45,490 円～10,740 円
2 人目	10,750 円加算	10,740 円～5,380 円加算
3 人目以降	6,450 円加算	6,440 円～3,230 円加算

※令和 6 年 4 月現在支給額

※平成 28 年 8 月分（平成 28 年 12 月支給）から、第 2 子に係る加算額は 5,000 円（一律）から 5,000～10,000 円、第 3 子以上に係る加算額は 3,000 円（一律）から 3,000～6,000 円に増額され、加算額についても年収に応じた支給額通減と物価スライドが導入された。

＜実 績＞

年度		R1	R2	R3	R4	R5	原因別			
新法	件 数	1,346	1,291	1,294	1,229	1,189	離婚	遺棄	死亡	その他
	支 給 額 (千円)	846,827	655,959	645,725	614,092	597,845	944	1	5	239

※令和元年 11 月支払い分から支払回数を見直し、これまでの 4 か月分ずつ年 3 回（4 月・8 月・12 月）から 2 か月分ずつ年 6 回（奇数月）に変更。令和元年 11 月支払分は移行期間のため変則的に 3 か月分（8 月・9 月・10 月）を支給。改正年度となる令和元年度に限り 15 か月分の手当を支給した。

(4)母子生活支援施設への入所措置

根拠法令等	児童福祉法第 23 条・第 38 条	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--------------------	------	-------------------

＜目的・事業内容＞

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させ保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

＜実 績＞

年度		R1	R2	R3	R4	R5
区分						
措 置	実世帯数	7	5	3	1	0
	延世帯数	69	48	8	12	0
	実 人 員	18	13	8	4	0
	延 人 員	167	124	20	48	0
措 置 費 (千円)		20,230	29,083	19,974	2,627	0

※大牟田市母子生活支援施設は、平成 26 年 3 月末廃止。

(5)助産施設への入所措置

根拠法令等	児童福祉法第 22 条・第 36 条	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--------------------	------	-------------------

＜目的・事業内容＞

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入院させ、助産を受けさせる。

＜施設の概要＞

名 称	大牟田市立病院助産施設	開設年月日	平成 22 年 4 月 1 日
所 在 地	大牟田市宝坂町 2 丁目 19-1	定 員	1 名

※市が設置していた助産施設については、平成 22 年 4 月 1 日付で廃止。

<実績>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
措置人員	0	1	0	0	0

(6)児童家庭相談室事業

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	負担割合	国 1/2 市 1/2 国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	-----------------	------	----------------------------------

<目的・事業内容>

家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上のため、児童家庭相談室において、子育てに関する相談や児童虐待の通告等に対応し、相談・支援の充実を図っている。

<実績>

① 内容別相談受付人数

年度 相談内容	R1	R2	R3	R4	R5
養護相談					
児童虐待	122	97	90	69	81
その他	282	287	265	245	405
保健相談	0	0	0	0	2
障害相談	4	1	1	10	15
非行相談	3	5	3	3	1
育成相談					
不登校	45	26	26	14	22
その他	44	38	15	16	26
その他の相談	334	374	380	569	527
合 計	834	828	780	926	1,079

② 年齢別相談受付人数

年度 年齢区分	R1	R2	R3	R4	R5
未就学児（3歳未満）	167	147	149	172	193
（3～6歳）	192	220	190	232	235
小学校低学年（1～3年生）	139	114	115	153	216
高学年（4～6年生）	139	144	137	133	201
中学生（12～15歳）	135	131	126	143	151
中学校卒業以上	62	71	63	93	83
合 計	834	828	780	926	1,079

③ 対応延べ件数

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
電話対応	5,307	4,950	6,037	8,460	8,587
来庁	618	564	690	698	943
訪問	855	579	875	977	1,105
その他	877	802	1,380	1,545	1,356
合 計	7,657	6,895	8,982	11,680	11,991

※②の合計受付人数を1年間に対応した延べ件数

(7)子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項 大牟田市子ども支援ネットワーク設置要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3 一部 市 10/10
-------	---------------------------------------	------	---------------------------------

<目的・事業内容>

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のない児童又は保護者に監護させる事が不適当であると認められる児童及びその保護者若しくは特定妊婦の早期発見を図り、関係機関と支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

<構成機関>

大牟田医師会、大牟田歯科医師会（令和4年度から）、大牟田警察署、大牟田市社会福祉協議会、大牟田市小学校長会、大牟田市中・特別支援学校長会、大牟田市保育所連絡協議会、大牟田市民生委員・児童委員協議会、福岡県私立幼稚園振興協会筑後部会南部連盟、甘木山学園、福岡県弁護士会筑後部会、福岡法務局柳川支局、柳川人権擁護委員協議会、福岡県大牟田児童相談所、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会相談支援部会、大牟田市教育委員会、大牟田市（福祉事務所を含む）

<実績> 大牟田市子ども支援ネットワーク会議の開催回数

年度 会議名	R1	R2	R3	R4	R5
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	14	14	14	14	14
個別ケース検討会議	100	82	79	99	112

※ケースの進捗管理や支援方針の確認等を行う実務者会議は、平成22年度までは児童相談所と市による要保護児童定期検討会として実施。23年度に実務者会議の位置づけを行い、25年度からは児童相談所、教育委員会、市の3機関で、令和2年度からは警察署も加わった4機関で毎月1回実施。

※平成30年度に関係機関による見守り中心のケースを対象とする実務者会議を立ち上げた。甘木山学園、私立幼稚園振興協会筑後部会南部連盟、保育所連絡協議会、障害者自立支援・差別解消支援協議会相談支援部会、児童相談所、教育委員会、市の7機関を固定メンバーとし、年2回実施。

5 母子父子寡婦福祉

(1)母子父子寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条・第14条・第31条の6・第32条	負担割合	県 10/10
-------	-------------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

<母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分)>

資金名	貸付 限度額 (千円)	利 息	R1 年度 貸付状況		R2 年度 貸付状況		R3 年度 貸付状況		R4 年度 貸付状況		R5 年度 貸付状況	
			件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
事業開始 資金	3,260	無利子 (1.0%)										
事業継続 資金	1,630	無利子 (1.0%)										

修学資金	高校	公立 月 27 私立 月 45	無利子										
	高等 専門 学校	公立 月 31 私立 月 48	無利子										
	大学	公立 月 71 私立 月 108	無利子			1	1, 440						
	大学院	修士月 132 博士月 183	無利子										
	専修 学校	高等課程 公立 月 27 私立 月 45	無利子										
		専門課程 公立 月 67 私立 月 89											
		一般課程 月 52											
	修業資金	月 68 (460)	無利子										

就学支度 資金	高校等 150 大学等 410	無利子	1	150									
住宅資金	1, 500 (特別 2, 000)	無利子 (1. 0%)											
就職支度 資金	105 (340)	無利子 (1. 0%)											
技能習得 資金	月 68 (460)	無利子 (1. 0%)											
生活資金	月 141 月 108	無利子 (1. 0%)			1	600							
結婚資金	310	無利子 (1. 0%)											
転宅資金	260	無利子 (1. 0%)											
医療介護 資金	340 経済的困難 480 介護 500	無利子 (1. 0%)											
合 計			1	150	2	2, 040	0	0	0	0	0	0	0

※貸付限度額は、令和 5 年 4 月 1 日現在

※修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

※就職支度資金の（ ）金額は、自動車購入の場合

※修業資金、技能習得資金の（ ）金額は、自動車運転免許の場合

※修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に 1.0%の有利子。

※平成 26 年 10 月 1 日より父子家庭も対象となった。

(2)ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	-------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉

の向上を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有する者
- ・母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- ・生活保護法による保護を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

<実績>

年度		R1	R2	R3	R4	R5
区分						
ひとり親	対象者	3,029	2,878	2,833	2,707	2,676
	件数	31,506	28,225	29,237	30,357	32,143
	金額(千円)	93,977	86,854	87,241	93,369	101,573

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市高等職業訓練促進給付金等要綱	負担割合	国3/4市1/4
-------	--	------	----------

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業。

【制度拡充】

- ・平成28年度から支給上限2年→3年へ。
- ・平成31年度から支給上限3年→4年へ。ただし、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算3年を超えない範囲で支給。養成機関における修了までの最後の12か月については、月額4万円増額する。
- ・令和3年度から准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合の支給上限を3年→4年へ。また、1年以上のカリキュラムの修業が予定されている資格→6月以上のカリキュラムの修業が予定されている資格（情報系の資格や講座）も対象とする。

<対象資格>

- ・看護師（准看護師を含む） ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士
- ・言語聴覚士（平成28年4月1日追加） ・その他市長が定めるもの（平成28年4月1日追加）
- ・令和3年度から雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報系の資格や講座（令和3年4月23日追加）

<実績>

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
准看護師	16	17	11	7	10
看護師	4	7	16	16	14
介護福祉士	0	0	0	1	1
保育士	0	0	0	0	0
理学療法士	0	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0	0
美容師（その他市長が認めるもの）	1	0	0	1	1
社会福祉士（その他市長が認めるもの）	0	1	1	0	0

教員免許（その他市長が認めるもの）	0	1	1	1	1
行政書士（その他市長が認めるもの）	0	0	0	1	1
情報系の資格（その他市長が認めるもの）	—	—	0	0	2
給付者合計	21	26	29	27	30
事業費（千円）	23,152	28,320	37,384	29,194	32,644
給付者のうち卒業者数（人）	7	10	15	9	11
給付者のうち資格取得者（人）	7	10	14	9	9
給付者のうち就職者（人）	4	8	14	9	8
給付者のうち進学者（人）	6	4	5	0	1

(4) 自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	負担割合	国 3/4 市 1/4
-------	---	------	-------------

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成24年度から実施。

<対象講座>

雇用保険制度の一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座で、就労に結びつく可能性の高い講座。

<実績>

対象講座の指定

年度 指定講座	R1	R2	R3	R4	R5
介護関係講座（件）	4	2	2	2	1
医療事務関係講座（件）	1	1	0	1	0
登録販売者合格指導講座（件）	0	0	0	0	0
社会保険労務士関係講座（件）	0	1	0	0	0
看護師関係（件）	0	0	1	1	0
情報系の講座（件）	—	—	0	0	1
合計（件）	5	4	3	4	2

給付金の支給

年度 支給講座	R1	R2	R3	R4	R5
介護関係講座 実務者研修（件）	3	1	0	0	1
医療事務関係講座（件）	1	0	1	0	0
登録販売者合格指導講座（件）	0	0	0	0	0
社会保険労務士関係講座（件）	0	0	0	0	0
事業費（千円）	172	50	22	0	46

(5)高卒認定試験合格支援事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱	負担割合	国 3/4 市 1/4
-------	----------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父の学び直しを支援すること、母子家庭の母・父子家庭の父から扶養されている20歳未満の児童の学習を支援することを目的として、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座の受講費の一部を助成する事業であり、令和4年度から実施。

<対象講座>

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）として審査を行い適当と認める講座。ただし、高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<給付金の種類>

【通信制の場合】

- ①受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給。【上限 100,000 円】
- ②受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給。【上限①と合わせて 125,000 円】
- ③合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給。【上限①、②と合わせて 150,000 円】

【通学又は通学及び通信制併用の場合】

- ①受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給。【上限 200,000 円】
- ②受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給。【上限①と合わせて 250,000 円】
- ③合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給。【上限①、②と合わせて 300,000 円】

<実 績>

相談件数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
指定講座					
四谷学院				1	0
あおぞら高校				1	0
合計 (件)				2	0

給付金額

年度	R1	R2	R3	R4	R5
給付金種別					
受講開始時給付金 (件)				0	0
受講修了時給付金 (件)				0	0
合格時給付金 (件)				0	0
事業費 (千円)				0	0

(6)養育費に関する公正証書等作成支援事業

根拠法令等	大牟田市養育費に関する公正証書等作成支援事業実施要綱	負担割合	国 1/2 市 1/2
-------	----------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

ひとり親の養育費に関する取り決めを促すとともに、養育費に関する公正証書作成費用を補助し、養育費の継続した履行確保を図る。令和5年度から実施。

<対象者>

- ・養育費の取決めに係る経費を負担していること
- ・養育費の取決めに係る公正証書等を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童を養育していること
- ・過去に補助金を交付されていないこと

<実績>

年 度	R5
件 数	12
金額(千円)	212

(7)養育費保証契約締結支援事業

根拠法令等	大牟田市養育費保証契約締結支援事業実施要綱	負担割合	国 1/2 市 1/2
-------	-----------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

ひとり親の養育費に関する取り決めを促すとともに、養育費の受け取りについて、当事者以外に第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促することを内容とする養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）を補助し、養育費の継続した履行確保を図る。令和5年度から実施。

<対象者>

- ・児童扶養手当の支給を受けている人、又は同等の所得水準にあること
- ・養育費の取決めに係る公正証書等を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童を養育していること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・過去に補助金を交付されていないこと

<実績>

年 度	R5
件 数	0
金額(千円)	0

6 母子・小児医療事業

(1)未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

<実績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
新規申請者数		12	8	9	10	12
出生時 体 重	1,000 g 以下	0	2	0	3	0
	1,001～1,500 g	7	2	4	1	4
	1,501～1,800 g	3	3	4	3	2
	1,801～2,000 g	2	0	1	3	6
	2,000 g 以上	0	1	0	0	0
金額（千円）		4,861	2,814	3,440	4,967	4,173

※金額には、支払事務手数料を含む。

(2)育成医療

根拠法令等	障害者総合支援法 第54条、第58条	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
-------	--------------------	------	----------------

<目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる児童に対し、必要な医療の給付を行う。

<実績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
申請件数		23	21	25	18	17
決定件数		23	21	23	17	17
給付内訳	肢体不自由	3	0	3	2	2
	視覚障害	1	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	2
	音声・言語・そしゃく機能障害	13	12	11	13	11
	心臓機能障害	1	1	3	0	0
	腎臓機能障害	0	2	0	0	0
	その他	5	6	6	2	2
金額（千円）		1,157	830	3,393	2,474	2,563

※金額には、支払事務手数料、通信運搬費を含む。

(3)小児慢性特定疾病医療費助成

根拠法令等	児童福祉法 第19条の2	負担割合	—
-------	--------------	------	---

<目的・事業内容>

小児期における特定な疾患については、その治療が長期間にわたり、かつ医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなる。小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は令和2年度までは進達業務を実施していた。

<実績>

年度 区分		R1		R2		R3		R4		R5	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申請件数		15	74	10	91	—	—	—	—	—	—

給付内訳	悪性新生物	4	11	1	14	—	—	—	—	—	—
	慢性腎疾患	0	4	0	4	—	—	—	—	—	—
	慢性呼吸器疾患	0	1	0	1	—	—	—	—	—	—
	慢性心疾患	2	9	1	9	—	—	—	—	—	—
	内分泌疾患	4	18	2	23	—	—	—	—	—	—
	膠原病	0	2	0	2	—	—	—	—	—	—
	糖尿病	2	5	1	7	—	—	—	—	—	—
	先天性代謝異常	1	3	0	4	—	—	—	—	—	—
	血液疾患	0	5	0	5	—	—	—	—	—	—
	神経・筋疾患	2	6	3	11	—	—	—	—	—	—
	慢性消化器疾患	0	6	2	6	—	—	—	—	—	—
	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	0	1	0	2	—	—	—	—	—	—
	皮膚疾患	0	1	0	1	—	—	—	—	—	—
	骨系統疾患	0	1	0	1	—	—	—	—	—	—
	脈管系疾患	0	1	0	1	—	—	—	—	—	—

(4)小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

根拠法令等	大牟田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。平成25年度から実施。

<実 績>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
申請件数	1	0	0	0	0
事業費（千円）	124	0	0	0	0

(5)特定不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 大牟田市特定不妊治療費助成金交付要綱	負担割合	—
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

福岡県が、特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部助成を行っていたため、本市は令和2年度まで進達業務を行っていた。

令和3年度より本市は、福岡県の助成対象となった夫婦うち、本市に1年以上住民票をおき、かつ市県民税及び国民健康保険税の滞納がない夫婦について、県の助成に上乗せして助成を行っていた。

令和4年度以降に治療を開始した特定不妊治療については、保険診療の対象となったが、経過措置として、令和3年度に治療を開始し、令和4年度においても継続中の治療について1回のみ福岡県の助成を行うことから、これに合わせ本市も令和5年度まで助成を継続していたが令和4年度末までに、経過措置対象者全員に対しての助成が終了したため終了とする。

<実績>

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
申請件数	63	47	35	48	0
初回加算 (再掲)	22	22	-	-	-
男性不妊治療 (再掲)	1	0	1	0	0
市助成金 (千円)	-	-	1,750	2,319	0

※H29～R2 年度分については福岡県への進達件数、R3 年度以降については市の助成件数

7 母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査 補助金交付要綱	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業内容>

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成21年度から14回分の妊婦健康診査補助券を交付。妊婦健康診査受診券を利用できない地域での受診については、申請により一定の基準のもと補助金を交付している。

<実績>

区分 \ 年度		R1	R2	R3	R4	R5
委託医療機関	延受診回数	8,668	7,998	7,624	6,860	6,287
	委託料 (千円)	66,182	61,104	58,137	55,595	50,815
委託医療機関以外 (里帰り先等)	延受診回数	87	100	67	73	52
	補助金 (千円)	440	574	367	377	276

(2) 新生児聴覚検査費助成事業

根拠法令等	厚生労働省通知(平成19年1月29日付雇 児母発第0129002号、最新改正:こど も家庭庁通知令和5年10月3日付こ成母 第277号)「新生児聴覚検査の実施につい て」大牟田市新生児聴覚検査費助成事業実施 要綱	負担割合	10/10
-------	---	------	-------

<目的・事業内容>

令和5年度より、先天性難聴児の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成している。

妊娠の届出時に補助券を交付。委託医療機関以外で検査を受けた場合は、申請により一定基準のもと補助金を交付している。

<実績>

区分 \ 年度		R1	R2	R3	R4	R5
委託医療機関	受検回数	-	-	-	-	376
	委託料 (千円)	-	-	-	-	1,880
委託医療機関以外	受検回数	-	-	-	-	68

	補助金（千円）	-	-	-	-	326
--	---------	---	---	---	---	-----

(3)乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12条、第13条第1項 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	負担割合	市10/10
-------	--	------	--------

<目的・事業内容>

乳幼児健康診査（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）を医療機関に委託して実施し、乳幼児の健康増進を図る。

<実 績>

年度 区分			R1	R2	R3	R4	R5
乳 児	4か月児 健康診査	対象人員	725	699	607	579	550
		受診実人員	696	665	589	570	544
	10か月児 健康診査	対象人員	716	701	644	611	545
		受診実人員	681	658	612	598	523
	精密検査数		17	20	22	31	32
	委託料(千円)		5,722	5,514	4,897	4,754	4,359
幼 児	1歳6か月児 健康診査	対象人員	779	720	684	651	585
		受診実人員	725	647	635	615	567
		精密検査数	8	10	15	21	17
		委託料(千円)	4,078	3,796	3,487	3,335	3,199
	3歳児 健康診査	対象人員	795	815	764	776	636
		受診実人員	723	732	696	706	588
		うち屈折検査 受診実人員	-	-	-	-	480
		精密検査数	17	20	18	34	30
		委託料(千円)	3,423	3,796	3,335	3,307	3,334

*令和5年度より、一部の医療機関で3歳児屈折検査を実施。

(4)発達相談事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条第1項	負担割合	市10/10
-------	--------------------	------	--------

<目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発達遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばとところの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月6回、予約制。

<実 績> 延受診者数

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
発達クリニック		88	97	89	85	101
ことばとところの相談		148	164	216	204	200

8 母子保健指導事業

(1)子育て世代包括支援センター

根拠法令等	母子保健法 第22条	負担割合	市 10/10 一部国 2/3 県 1/6 市 1/6
-------	------------	------	--------------------------------

<目的・事業内容>

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う、子育て世代包括支援センター

「はぐはぐ^{おおむた}」を平成30年4月、子ども未来室内に設置した。

(2)母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条、第14条、第15条、第16条第22条	負担割合	市 10/10
-------	-------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

3歳児歯科健康診査時に育児相談を実施しており、令和4年10月からは、1歳6か月児歯科健診時においても、育児相談を開始した。

<実 績>

区分 \ 年度		R1	R2	R3	R4	R5
妊 婦	妊娠届出数	671	650	590	565	519
	実人数	778	763	674	695	643
	延人数	788	782	685	725	676
産 婦	実人数	211	147	199	277	315
	延人数	453	230	296	496	632
乳 児	実人数	961	812	842	855	702
	健診の事後指導(再掲)	101	134	113	115	116
	延人数	1,206	926	934	1,070	1,149
幼 児	実人数	1,513	1,035	839	999	1,133
	健診の事後指導(再掲)	140	134	135	169	138
	延人数	1,763	1,238	925	1,115	1,648
その他	実人数	301	89	91	150	166
	延人数	417	150	162	299	342
電話相談等	延人数	1,683	3,823	2,912	4,284	5,079
電話相談再)	対象者	742	695	652	526	529
はぐはぐ コール※1	延回数	-	876	776	627	720

(※1) はぐはぐコールは、妊娠8か月以上の妊婦に対し電話相談を行う(平成30年8月から実施)。

(3)育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条	負担割合	市 10/10 一部 国 1/2 市 1/2
-------	---------------------	------	---------------------------

<目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行える環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパ・ママ育児専科：妊婦とパートナーを対象とする。パパの妊婦体験や赤ちゃんのお世話体験などを行う。
- ・マタニティ&ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月～12か月の乳児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・健康教育等：子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話など、健康教育を実施している。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
パパ・ママ育児専科	回 数	5	4	2	6	6
	参加人数	82	59	34	96	106
マタニティ&ママの ほっとスペース	回 数	21	8	7	9	12
	参加人数	284	106	111	144	236
赤ちゃん広場	回 数	10	8	6	9	11
	参加人数	256	131	106	183	322
健康教育等	回 数	1	1	0	4	0
	参加人数	14	34	0	208	0

(4) 妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	母子保健法 第22条 児童福祉法 第6条の3第5項 大牟田市妊娠期からのケアサポート事業実施要領	負担割合	—
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を行って育児不安の軽減等を図る。平成23年度から実施。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
医療機関からの 依頼件数	妊婦	21	18	16	5	22
	産婦・新生児	110	97	98	88	98
医療機関への 依頼件数	妊婦	27	25	38	27	59
	産婦・新生児	4	14	10	5	7

(5) 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法 第9条 第10条 第17条の2 第22条 大牟田市産後ケア事業実施要綱	負担割合	国1/2 市1/2
-------	--	------	-----------

<目的・事業内容>

出産後の母親の身体的回復と心理的安定等を図る。平成30年11月から実施。

<実 績> ※次ページ

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
宿泊型（実人数）		6	12	23	20	23
内訳（延人数）	1泊2日	0	3	2	1	4
	2泊3日	1	1	8	12	14
	3泊4日	3	2	1	4	7
	4泊5日	2	1	4	1	1
	5泊6日	0	1	2	1	1
	6泊7日	0	4	6	2	1
日帰り型（延人数）		0	0	0	1	5

(6)訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11条、第17条、第19条 児童福祉法 第6条の3第4項、第5項	負担割合	市10/10 一部 国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-----------------------------

<目的・事業内容>

保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行う。

妊産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）への訪問は、福岡県助産師会に委託して実施している。令和5年度より妊婦訪問は委託中止。

乳幼児健診の未受診者へは、看護職が訪問している。

<実 績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
妊 婦	実人員	5	15	7	6	11
	延人員	15	24	13	16	34
産 婦	実人員	491	341	338	481	569
	延人員	596	407	429	611	758
新生児 （未熟児を除く）	実人員	434	305	288	430	529
	延人員	501	361	334	486	602
未熟児	実人員	11	9	9	8	13
	延人員	12	13	9	18	22
乳 児 （新生児・未熟児を除く）	実人員	219	121	86	90	70
	延人員	261	193	133	163	169
幼 児	実人員	190	179	186	198	195
	延人員	310	297	257	282	322
その他	実人員	51	25	29	48	74
	延人員	117	61	63	129	200

※そのほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

9 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法 第10条、第12条、第13条第1項 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	負担割合	市10/10
-------	--	------	--------

<目的・事業内容>

歯の健康づくりとして、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。さらに、1歳6か月児に対しては、むし歯の治療も難しく、重症化しやすいために、むし歯に罹患している児やハイリスク児に対して、経過観察のための歯科健康診査及び歯科保健指導を行っている。令和5年度からは、3歳児のハイリスク児に対しても、経過観察のため歯科健康診査及び歯科保健指導を行っている。

令和2年度より妊婦を対象に歯科健診を行い歯科口腔保健に関する知識の普及及び、歯科疾患の予防に努める。

<実績>

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
1歳6か月児	対象人数	702	745	679	627	589
	実人数	615	634	564	530	514
	延人数	642	667	582	553	528
3歳児	対象人数	717	830	761	719	639
	実人数	616	721	621	611	537
	延人数	-	-	-	-	579
妊婦	対象人数（妊娠届者）	-	650	590	565	519
	実人数	-	515	499	478	455

(2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法 第13条第1項 健康増進法 第4条、第7条 地域保健法 第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	負担割合	市10/10
-------	---	------	--------

<事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育及び歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

<実績> 延参加者数

年度 区分		R1	R2	R3	R4	R5
妊婦歯科健康相談		437	515	499	478	455
乳幼児の歯育て教室	保護者	202	64	40	77	93
	乳幼児	219	64	39	79	101
個別相談		273	122	100	244	379
歯科健康教育		81	59	34	100	106
フッ化物塗布		1,650	1,323	973	890	1,204

※フッ化物塗布は、令和元年度まではみんなの健康展を含む。

10 出産・子育て応援事業

(1) 出産・子育て応援ギフト(経済的支援)

根拠法令等	大牟田市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	負担割合	国 2/3 県 1/6 市 1/6
-------	--------------------------------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に向け、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施。出産応援ギフトとして妊娠届出時等に面談を受けた妊婦へ5万円、子育て応援ギフトとして出生届出後の助産師等の訪問を受けた方へ生まれた子ども1人につき5万円を現金で支給を実施。

<出産応援ギフト対象者(妊娠届出後)>

令和4年4月1日以降に妊娠届を提出し、面談を受けた妊婦

<子育て応援ギフト対象者(出生届出後)>

令和4年4月1日以降に生まれた子どもの養育者で、助産師等の訪問を受けた方

<支給実績>

区分 \ 年度	R4		R5	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
出産応援ギフト	631	31,550	710	35,500
子育て応援ギフト	317	16,150	587	29,800
計	948	47,700	1,297	65,300

(2) 出産・子育て応援ギフト(伴走型支援)

根拠法令等	大牟田市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--------------------------------------	------	-------------------

<事業内容>

子育て世代包括支援センターの保健師等が中心となり、妊婦さんや子育て家庭のサポートを実施。

<妊娠届出時等>

全ての妊婦へ面談を実施し、相談に応じたり、妊娠期の過ごし方や出産までの見通しをたてるための情報提供を行い、母子保健手帳を交付。

<妊娠8ヶ月頃>

助産師から電話を実施。不在の場合はアンケートを送付。

<出生届出後>

産婦・新生児訪問等で助産師や保健師等が面談を行い、産婦の体調や子育ての状況、心配事を聴取。必要な子育て支援サービスを案内するなど、すべての家庭に寄り添い、関係機関と連携し、継続した支援を実施。

1 1 物価高騰対策事業

(1) 学童保育所等物価高騰対策応援金

根拠法令等	令和5年度大牟田市学童保育所等物価高騰対策応援金支給要綱	負担割合	市 10/10
-------	------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた放課後児童健全育成事業を実施している事業者に対し、支援を目的とした応援金の支給を行った。

<支給実績>

- ・支給対象事業者 21 施設
- ・支給額（総額） 1,820 千円

(2) 保育所等給食費負担軽減事業費補助金

根拠法令等	令和5年度大牟田市保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	--------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

コロナ禍における物価高騰の影響を受けた保育所等に対し、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施及び保護者の経済的負担の軽減を図るために、給食の材料費高騰に伴う費用の一部について補助を行った。

<支給実績>

- ・支給対象事業者 11 事業者
- ・支給額（総額） 10,151 千円

(3) 保育所等物価高騰対策費補助金

根拠法令等	令和5年度大牟田市保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	-----------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

コロナ禍における原油価格・物価高騰により負担が生じている市内の保育所等に対し、保育サービスの質の確保と経済的負担の軽減を図るため、光熱費及び送迎バスの燃料費等の上昇分相当額について補助を行った。

<支給実績>

- ・支給対象事業者 12 事業者
- ・支給額（総額） 6,416 千円

(4) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

根拠法令等	令和5年度大牟田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱	負担割合	国 10/10
-------	---	------	---------

＜目的・事業内容＞

低所得のひとり親世帯は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、国の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和5年4月10日付こ支家第13号）に基づき、児童一人当たり50,000円の支給を実施。

＜対象者＞

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者、令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者【申請不要】
- ②公的年金給付等を受けていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない者【要申請】
- ③令和5年3月分の児童扶養手当を受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者【要申請】

＜支給実績＞ 支給総件数 1,396件 事業費総計 112,800千円

対象者	給付金	世帯数	児童数	事業費（千円）
①対象者		1,242	2,021	101,050
②対象者		19	25	1,250
③対象者		135	210	10,500
合計		1,396	2,256	112,800

(5)子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

根拠法令等	令和5年度大牟田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱	負担割合	国 10/10
-------	---	------	---------

＜目的・事業内容＞

低所得の子育て世帯は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、国の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日付こ支家第14号）に基づき、児童一人当たり50,000円の支給を実施。

＜対象者＞

- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回給付金）の支給対象者【申請不要】
- ②①のほか、平成17年4月2日以降に生まれた子（特児受給の子については平成15年4月2日以降に生まれた子）の養育者であって、令和5年度の市民税均等割が非課税の人【要申請】
- ③①のほか、平成17年4月2日以降に生まれた子（特児受給の子については平成15年4月2日以降に生まれた子）の養育者であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった人【要申請】

＜支給実績＞ 支給総件数 704件 事業費総計 71,400千円

対象者	給付金	世帯数	児童数	事業費（千円）
①対象者		587	1,221	61,050
②対象者		98	171	8,550
③対象者		19	36	1,800
合計		704	1,428	71,400